

協議第40号

平成15年11月20日確認

各種事務事業の取扱い（その他指定金融機関等）について

各種事務事業の取扱い（その他指定金融機関等）について別冊のとおり提出する。

平成15年11月20日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議第40号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
その他（指定金融機関等）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

| | | | |
|------|---------------|------|---------|
| 協議項目 | 25 各種事務事業の取扱い | 専門部会 | 総務・企画部会 |
| 関係項目 | その他(指定金融機関等) | 分科会 | 出納審査分科会 |

| 区分 | 構成市町村の現況 | | | | | |
|-------------|---|--|---|---|--|---|
| | 津市 | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 1 指定金融機関の指定 | <p>地方自治法施行令第168条第10項に基づき、平成13年12月25日告示第280号にて告示。</p> <p>指定金融機関 株式会社百五銀行</p> <p>指定期間 平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第11条に年額1万円と規定 ただし、覚書により当分の間支払わない旨規定あり</p> | <p>地方自治法施行令第168条第10項に基づき、昭和42年4月1日付告示第6-1号にて告示。</p> <p>指定金融機関 株式会社百五銀行</p> <p>指定期間 昭和58年8月1日から 昭和59年3月31日まで 久居市指定金融機関事務取扱契約書第13条により毎年継続する。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第8条に年額1万円と規定</p> | <p>地方自治法施行令第168条に基づき契約。</p> <p>指定金融機関 株式会社百五銀行</p> <p>指定期間 昭和48年1月10日から 1年間 意志表示ない場合は継続、現在に至る。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第10条に年額1万円と規定</p> | <p>同左</p> <p>指定金融機関 津安芸農業協同組合</p> <p>指定期間 3ヶ月までに当事者からこの契約を終了する旨の意思表示がないときは更新したものとみなし、更に次の1年間継続するものとし以降も同様。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第11条に負担しない旨規定あり 但し書あり</p> | <p>同左</p> <p>指定金融機関 津安芸農業協同組合</p> <p>指定期間 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで 意思表示のない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第13条に負担しない旨規定あり 但し書あり</p> | <p>同左</p> <p>指定金融機関 株式会社百五銀行</p> <p>指定期間 平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで ただし、期間満了前2ヶ月までに意思表示をしないときはさらに1年間有効として以後もこの例による。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第7条に年額2万円と規定</p> |

津地区合併協議会 調整内容表

| | |
|-------|-----------------------|
| 調整の内容 | 1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|-----------------------|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 | | | | 調整の具体的内容 |
|--|---|--|---|--|
| 香 良 洲 町 | 一 志 町 | 白 山 町 | 美 杉 村 | |
| <p>同左</p> <p>指定金融機関 (株)百五銀行</p> <p>指定期間 但し、期間満了前3ヶ月までに当事者の一方から別段の意思表示をしないときは更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第7条に年額1万4千円規定</p> | <p>同左</p> <p>指定金融機関 三重中央農業協同組合</p> <p>指定期間 昭和52年4月1日から継続となっている</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第14条に負担しない旨規定あり 但し書あり</p> | <p>同左</p> <p>指定金融機関 (株)百五銀行</p> <p>指定期間 昭和44年8月1日から昭和45年7月31日まで 但し、期間満了前3ヶ月までに当事者の一方から別段の意思表示をしないときは更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第12条に年額5千円と規定</p> | <p>同左</p> <p>指定金融機関 三重中央農業協同組合</p> <p>指定期間 平成5年4月1日より3年間毎に更新継続</p> <p>公金事務取扱手数料 事務取扱契約書 第15条に負担しない旨規定あり 但し書あり</p> | <p>指定金融機関等の指定について合併時までに調整し、新市発足時に、新たに指定金融機関等を指定する。</p> <p>公金事務取扱手数料について合併時までに調整する。</p> |